

滑川市郵便入札実施要領（試行）

（目的）

第1条 この要領は、滑川市契約に関する規則（昭和50年6月14日規則第16号。以下「規則」という。）に基づき市が発注する建設工事において、競争入札における従来の入札方法に加え、郵便による入札（以下「郵便入札」という。）の方法を試行導入することにより、入札参加者の事務の省力化を促進し、入札の透明性を確保するため、必要な事項を定める。

（対象工事等）

第2条 郵便入札の試行対象は、次に掲げる競争入札に付する工事等で設計金額500万円以上のものの中から、滑川市建設工事入札参加者選定要領第2条に規定する指名委員会及び条件付き一般競争入札手続等要領第16に規定する入札参加資格委員会が決定する。

- (1) 条件付き一般競争入札に付する工事等
- (2) 指名競争入札に付する工事等
- (3) 前各号以外の入札方式で入札に付する工事等

（入札の公告等）

第3条 市長は、郵便入札に付するときは、規則第21条に規定する一般競争入札の公告、及び規則第30条第2項に規定する指名通知において、次に掲げる事項も併せて公告等を行うものとする。

- (1) 入札書及び入札価格の積算内訳書（以下「入札書等」という。）の郵送方法
- (2) 入札書等の到達期限
- (3) 入札書等の送付先
- (4) 入札回数
- (5) 開札の日時及び場所
- (6) この要領の規定に反して提出された入札書等を無効とする旨
- (7) 立会人の選定
- (8) その他必要と認める事項

（入札回数）

第4条 郵便入札に付した場合の入札回数は、1回とする。

（入札書等の郵送方法）

第5条 郵便入札に参加しようとする者は、入札書等に必要事項を記入し、記名押印した上で（押印は、あらかじめ使用印として本市に届け出た印に限る。）、第3条の到達期限までに到達するように市長あてに、一般書留郵便又は簡易書留郵便により「滑川郵便局留」として送付しなければならない。

2 前項の規定により入札書等を郵送する場合は、入札書にあつては中封筒に入れて封かんし、入札価格の積算内訳書にあつては入札書の中封筒とは別の中封筒に入れて封かんし、それぞれの中封筒には入札参加者名、開札日、入札番号、入札件名、工事箇所を記

載した上で郵送用の外封筒に入れて封かんし、入札書在中の旨を記載して郵送しなければならない。

- 3 前条の郵送用の封筒は、あて名を「滑川市長（財政課管理担当）」とし、表側に「入札書等在中」、「滑川郵便局留」と朱書きし、表又は裏側に入札参加者の住所・名称及び氏名を記載しなければならない。

（入札書等の開札）

第6条 市長は、到達期限翌日に滑川郵便局において入札書等を受領し、郵送用の封筒を開封して入札書等を封かんした封筒を確認し、入札書においては開札日時まで財政課管理担当において厳重に保管するものとする。

- 2 市長は、前項の規定により保管した封筒をあらかじめ指定した日時及び場所において、入札参加者の中から選定した2人の入札立会人（以下「立会人」という。）に立ち合わせて開札を行うものとする。
- 3 入札者は、入札書等が市長に到達した以降は、その引き換え又は変更若しくは取り消すことができない。
- 4 開札の結果、落札となるべき同価格の入札をした者が2名以上あるときは、落札決定を保留した上で、当該入札者に出席を求め、くじを引かせて落札者を決定するものとする。その際、立会人は不要とする。

（立会人の選定）

第7条 立会人は、入札書等の封入された郵送用封筒の受理番号を基に、次のとおり選定する。

入札参加者数	受理番号の順位
6者未満	2番、4番
6者以上8者未満	3番、5番
8者以上10者未満	4番、6番
10者以上12者未満	5番、7番
12者以上	6番、8番

- 2 前項の規定により選定した立会人に対しては、開札立会依頼書（別記様式）により立会いを依頼するものとする。
- 3 入札参加者の代理人が立会人となるときは、委任状を提出しなければならない。
- 4 立会人は、開札前に立会人名簿に署名しなければならない。
- 5 依頼された立会人は、やむを得ない理由がある場合を除き、立会いを辞退することができないものとする。開札立会いを辞退した場合は、受理順を繰り上げて立会いを依頼するものとする。
- 6 開札時になっても立会人が全て参集しないときは、不足する人数を当該入札事務執行者以外の職員が立会い開札する。

（入札の延期、中止）

第8条 市長は、必要があると認めるときは、入札の延期、中止をすることができる。郵

便入札の開札を延期する場合は、到達期限までに到達した入札書等を延期後の開札日時まで厳重に保管するものとし、入札を中止する場合は、速やかに当該入札書等を参加者に返却するものとする。

(入札の無効)

第9条 郵便入札の執行について、入札心得に規定するもののほか、郵便による入札書が次の各号のいずれかに該当する場合は、当該入札を無効とする。

(1) 公告した到達期限までに到達しなかった場合

(2) 第5条に規定する送付方法によらず送付された場合

(入札結果の公表)

第10条 市長は、落札者が決定したときは、速やかに当該落札者に連絡するとともに、入札結果を公表する。

(その他)

第11条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は別に委員会で定める。

附 則

この要領は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成21年4月1日から施行し、同日以降の郵便入札で実施する入札から適用する。

別記様式（第7条関係）

開札立会依頼書

年 月 日

様

滑川市長

郵便入札にともない、下記工事の開札立会人に貴社が選定されたので、開札の立会いを依頼します。

なお、開札立会人は貴社の正規社員の身分を有する方であればどなたでもかまいませんが、代表者以外の方が開札に立ち会う場合は、委任状を必ず持参してください。

また、開札立会人を辞退される場合は、年 月 日までに滑川市総務部財政課管理担当まで連絡してください。

記

- 1 開札日時 年 月 日（ ）
- 2 開札場所
- 3 工事名
- 4 工事箇所